誓約書

１．学童保育所入所申請書、その他提出書類の記載内容に虚偽があったときは、学童保育所の利用中止を措置されても異議ありません。
２．学童保育所入所申請書、その他提出書類の記載内容に変更があったときは、速やかに指定管理者に届け出ます。
３．学童保育所への入所を必要とする事由に該当しなくなったときは、速やかに学童保育所退所を届け出ます。
４．利用料金及び延長利用料金、その他実費は必ず納入します。
５．保育時間中に生じた負傷にかかる児童の通院は、発生時の緊急通院を除き、保護者又はそれに代わる者において行います。
６．保育時間中に児童が病気等を発症したときは、支援員の指示に従い、保護者又はそれに代わる者が速やかに迎えに行きます。

同意書

１．児童の傷害保険（スポーツ安全保険）に加入し、保育中に事故が起きた場合は保険の範囲内での対処となること。
２．児童を保育できない要件の確認のため、指定管理者が職場等に就労等の状況を確認すること。
３．児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、指定管理者が入所していた保育所（園)、幼稚園等や熊取町に、児童の保育の状況や発達状況について確認すること。
４．児童の保育の実施において必要であるときは、学童保育所、熊取町、在籍校がその児童に関する情報を共有すること。

上記内容について、誓約及び同意します。

熊取町学童保育所　指定管理者様

令和　　年　　月　　日

保護者住所　熊取町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名
（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿